

昭和四八年行ワ第二五号

控 訴 人 法 務 大 臣
被 控 訴 人 ロナルド・アラン・マクレーン

昭和四八年六月一日

右被控訴人訴訟代理人

弁 護 士 秋 山 幹 男
同 弘 中 惇 一 郎

東京高等裁判所

第二民事部 御中

答 弁 書

(控訴の趣旨に対する答弁)
本件控訴を棄却する。
訴訟費用は第一審、第二審とも控訴人の負担とする。
との判決を求めらる。

添 付 書 類

一 訴訟委任状

一 通